

土地改良区だより

発行所
宮竹用土地改良区
石川県能美郡寺井町寺井135
TEL 57-0113
印刷所
小松オキタニ印刷



宮竹用土地改良区事務所

ご挨拶

理事長 森 茂喜



土地改良区だより、発行に当たり本改良区の長い歴史をふり返って見ますと、それはまさに水との闘いであり、苦難の連続であったと云えます。

手取川をはさんで右岸、左岸の土地改良区、即ち七ヶ用水、宮竹用水両土地改良区はその面積対比が3対1にも拘らず、その用水の配分が、7対1と云う極めて不当不合理な比率の為に、当組合員の長い苦難の時代がつづいたのであります。

専務理事就任にあたり

前田量平



日頃、組合員の皆さんには当土地改良区の運営並びに事業推進に格別のご理解ご協力を賜り衷心よりお礼申し上げます。

この度、図らずも当土地改良区の専務理事に就任することになりました。もとより浅学非才でその器ではございませぬが、理事長はじめ役員の方々の指導ご鞭撻と組合員の皆様方のご理解ご協力により誠実に、熱心に、堅実に職責と使命を全うすべく努力する所存でございます。

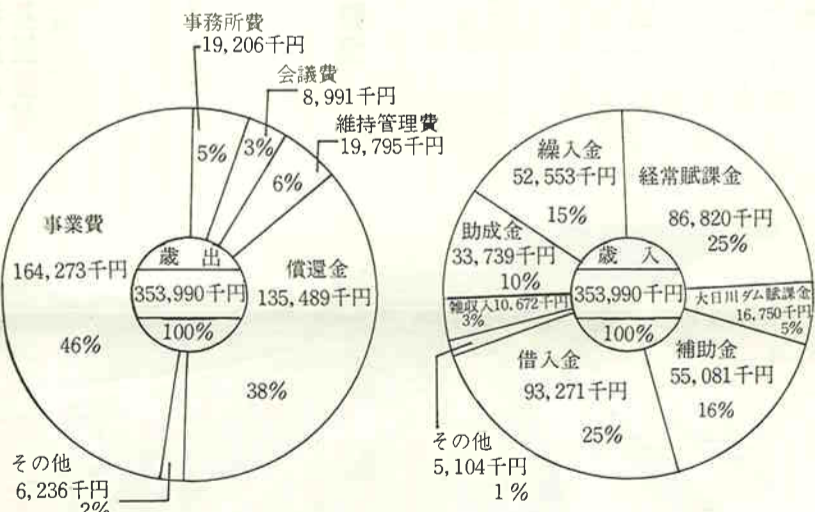
昭和五十八年度通常総代会開催

昭和五十八年度通常総代会が、去る三月三十一日午後二時より、寺井町福祉会館二階大ホールに於いて開催され、五十八年度予算等を審議、全議案が可決された。

昭和五十八年度通常総代会開催

予算を編成した。経常賦課金については、組合員負担軽減を十分考慮してありますが当改良区の収入は賦課金及び、工事実施による補助金、借入金等が大部分を占めており、歳入予算額より事業関係による補助金、借入金をのぞいた額を反当りに換算しますと、約八千九百円となり、この内、市町よりの助成金、雑収入及び転用による維持管理費と積立金等により繰入して補う額は、反当りに換算しますと、約四千八百円になり、収入八千九百円に対する必要額四千四百円を経常賦課金としてお願いするものであり、歳出面の事業関係は補助事業を重点とした県営、団体営の継続及び、県単事業がほとんどで非補助助産事業を極力おさえたものであります。

昭和58年度一般会計収支予算及び項目の割合



分水比3:1の分水工左側が宮竹用水取入口

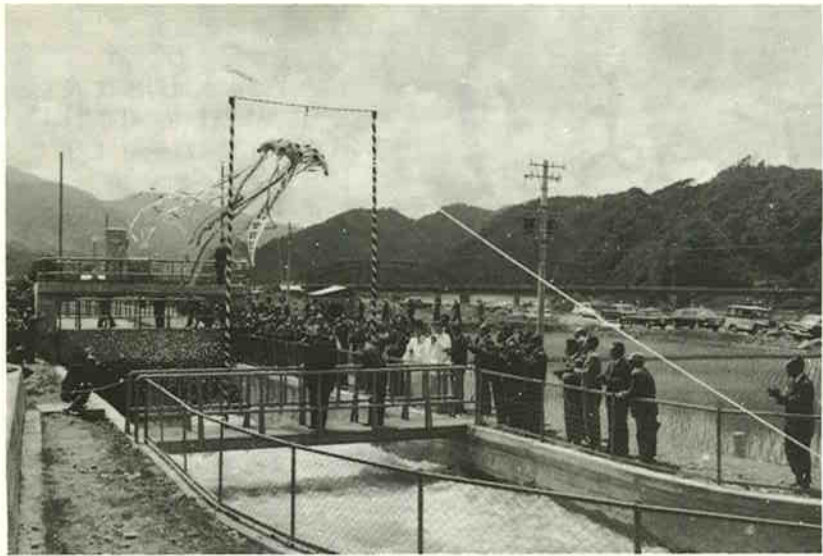
◇川をきれいに!!
用水路や排水路に汚水放流
ゴミ捨てはやめましょう

- 宮竹用水 土地改良区
- 理事長 森 茂喜
 - 専務理事 前田量平
 - 理事 竹田又男
 - 理事 中西友二
 - 理事 杉山久志
 - 理事 吉田利昭
 - 理事 松崎従成
 - 理事 善田晋作
 - 理事 北野一氏
 - 理事 中田良三
 - 理事 中村勝雄
 - 総括監事 谷 久男
 - 監事 徳田義一
 - 監事 森田九衛
 - 監事 小坂和夫

かんがい排水事業の変遷

(1) 用水施設の近代化の始まり

当区の管内は、手取川左岸と梯川能美丘陵にはさまれ、辰口町岩本を扇頂として日本海に至る細長い扇状地である。明治29年、手取川の洪水でそれまで灯台堰で2ヶ所、宮竹で3ヶ所より取水していた取水口が流失したので、復旧事業として以前の不備を解決するため、それを一ヶ所に合併することにした。そこで従来のものより一〇八〇m上流の山上村岩本地内、天狗壁と称する岩岸に取水口を設け、隧道三七〇m、堀割水路七二〇mを従来の水路へ接続して用水施設近代化が始まったのである。



分水工通水式

明治32年4月、宮竹用水普通水利組合を創設、管理者宮内村長が前記事業を引継ぎ、

明治39年、水路改修計画を樹立、同41年、能美郡長が管理者となり、同43年竣工した。その水路は、取入口より六千八四〇mは幹線、それより三線に分水しその延長は二万五千三百三六mであった。時勢により、組合を統一、又配水における関係上、大正10年以來その区域を拡張し、灯台堰用水外92ヶ所にわたる小分派線の延長六万九千四二〇mを管理区域に編入、施設の完備に努めた。又、かんがい面積も耕地整理及び開墾事業のため年々増加、よってかんがい水量も年々不足したので、大正14年、それまで毎年架設していた取入口堰提を、継続事業で永久施設として起工、昭和2年10月竣工した。

(2) 昭和九年 手取川大洪水

昭和7年、手取川の水害調査を県知事に請願、対岸七ヶ所と合同で調査の結果、上流における開墾が、数百haにわたっていたため、このかんがい用水補充方法として、水源かん養造林、ならびにダム設置を計画した。ところが、昭和9年7月11日、手取川が前代未聞の大増水となり、取入口堰、重要幹線用水の全部が流失したのである。5ヶ年の歳月をかけ継続事業としてこの復旧が行なわれ、昭和17年3月完成した。

(3) 取水施設の整備

対岸七ヶ所取水取入口（鶴来町白山町）と同用水中（中鶴来）に発電所が設置されることとなり、昭和23年より3ヶ年継続事業として工費等三千百六十三万円で着工、同25年3月完成し、前記の配水契約実施の運びに至った。昭和25年天狗山堰提を50cm高上げし、毎年、毎年の先堰工事の無駄と取水の円滑をはかった。しかしながら水不足は依然として解消出来ず、伏流水の利用を計画し現在の辰口町出口、北市、徳久地内に集水暗渠の伏設工事を千九百五〇万円、昭和23年着工、同25年に完成し、下郷用水地域の用水補給をなした。

(4) 水路改修による干ばつ被害防止

明治30年に天狗壁に取入口を設置し、以前より有利に立った宮竹用水側であるが、一方、対岸の取入口が天狗壁下流に数ヶ所あったものを上流（鶴来町一宮）に合併し、白山取入口（鶴来町白山町）に一本化した対岸七ヶ所用水側が有利となった当区は白山堰提より溢流した水量と鶴来発電所直下の分水門より七ヶ所用水管理による分水で、7対1の取水量も不利はまぬが、管内上流部は、地層が礫層で浅耕土地帯のため、水路、耕作田の漏水は、干ばつになればなる程ひどく、その被害は毎年のことであり、昭和26年

(5) 大日川ダム建設と分水協定

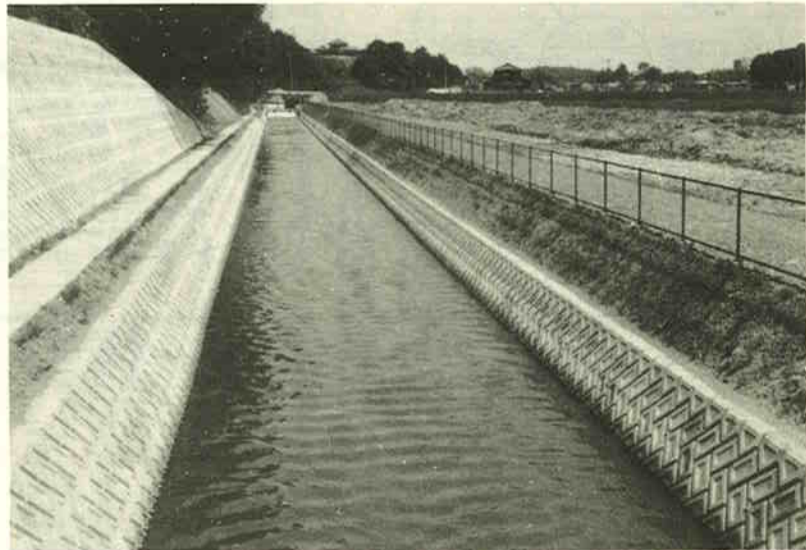
毎年の様に番水、配分水、水路改良等によって漏水をしのいで来た耕作者の強い要請によるダムの建設計画は、画期的な大事業計画であった。昭和25年農林省により計画立案され、国営事業として昭和35年農業優先ダムとして着工、同42年貯水開始した。永年の問題であった耕地地面積による比例（3対1）分水協定へと進展し、幾度かの協議の末、協定成立となった。協定に基づき、附帯事業として鶴来町大取天狗橋下流に新分水工と、手取川の河床をくぐる遊サイホン工で、辰口町岩本の既設水路へと接続、昭和38年着工、同42年完成を見たのである。ここに待望の水が左岸流域へと流入した。

(7) 豊かな地域社会と農村の定住条件整備

農業の発展もめざましく、作業の機械化、水管理技術の向上、労力節減と所得増大のための農業経営多角化、兼業化等による水利利用の変化、又農業従事者の高齢化、水田利用の変化、地域開発、農地転用による混住化社会の進展等による事業の促進が強く要請された。農村を活力ある豊かな地域社会にするため、より良い生産環境、生活環境、自然環境で高効率農業展開に向けて農村の定住条件整備に対応を果した。これまで数多くの事業を推進した中で、昭和三十年以降行われた各種事業は次の通りです。県営事業では、水路三万五千二百五十五m、排水機場二ヶ所、分水工（サイホン）一ヶ所、事業費二十一億円、団体営事業では、水路六万六千九百三十六m、排水機場四ヶ所、事業費八億一千万円、非補助（融資）事業では、水路二十九万八千五百四十四m、揚水機場七ヶ所、排水機場五ヶ所、事業費二十億九千万円。合計 水路三十九万三千四百六六m、分水工（サイホン）一ヶ所、揚水機場七ヶ所、排水機場十一ヶ所、事業費約五十億円を投資した。なお、これにより昭和五十七年度で、国よりの借入金残額は十八億四千七百万円です。この年次償還元利金額は次の表の通りです。

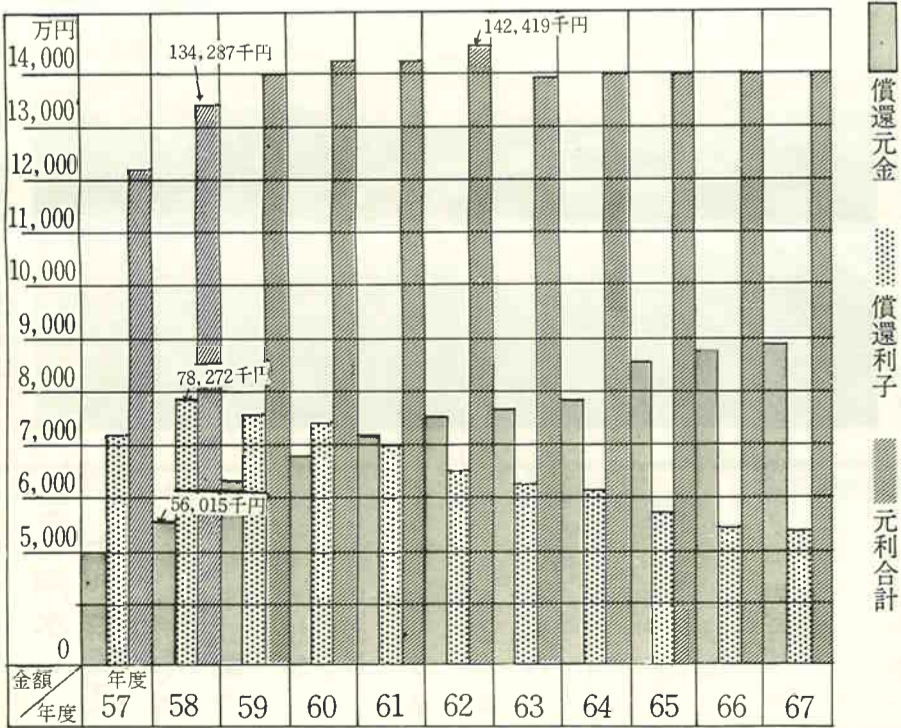
(6) 確保された用水の効率利用と農業生産基盤整備

ダム、分水工も完成、水量も確保されたが、これを呑み込む各幹線、支線、内線は甚だ粗末なもので、これらの水路の補修、改良、附随する水門、堰の改良事業を行なった。日本経済の高度成長時代に、



県営山川用水

昭和57年度以降(10ヶ年)年度別償還元利金集計表



昭和57年度 事業実施状況

県営事業

地区名	事業量	事業費
下郷地区	七五〇・〇米	八四、八〇〇千円
得橋地区	五、二九六千円	五、二九六千円
計	七五〇・〇米	九〇、〇九六千円

河川工作物応急対策事業

地区名	事業量	事業費
八里地区	頭首工	一八、三七八千円
計		一八、三七八千円

団体営事業

地区名	事業量	事業費
得橋下流(舟場)	二二六・二米	九、一三五千円
二口用水	一一三・五米	六、四五二千円
根上用水	四八三・六米	一三、三四五千円
計	八二三・三米	三八、九三二千円

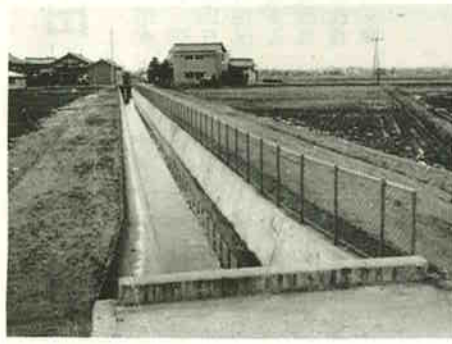
県単事業

地区名	事業量	事業費
清水用水	四四九・〇米	七、〇〇〇千円
浜開発用水	五七三・〇米	五、六〇〇千円
小島用水	六四九・〇米	七、四〇〇千円
長田用水	七一一・〇米	五、八〇〇千円
計	二、三八四・〇米	二五、八〇〇千円

非補助事業

地区名	事業量	事業費
火釜用水	三六六・二米	四、一〇二千円
上郷用水	九・〇米	一、三五〇千円
上清水用水	一五・六米	三四三千元
新保用水	一一六・九米	一、六八二千元
小長野用水	一〇〇・五米	二、一三〇千元
小杉用水	四三五・五米	六、三四五千元
牛島用水	四八七・四米	八、六一七千元
五間堂用水	三三〇・四米	五、六一八千元
浜開発用水	一三九・四米	一、三〇九千元
梯用水	六一五・四米	五、八九九千元
長田用水	一九八・六米	一、四〇〇千元
野田用水	四六〇・九米	四、一〇七千元
荒屋用水	四六〇・五米	二、四七七千元
一針用水	四三九・一米	二、八五八千元
小島用水	一三六・三米	一、六一三千元
高堂用水	三四八・七米	二、四九〇千元
能美用水	三三〇・一米	二、七七〇千元
鶴ヶ島用水	四三五・一米	四、二七九千元
下清水排水	七六・〇米	一、三〇〇千元
寺井排水	五四二・二米	一三、八八〇千元
中ノ庄排水	五五〇・三米	六、六七〇千元
西ノ庄排水	四一六・〇米	一、七六三千元
中ノ江排水	四一八・〇米	二、四九〇千元
上ノ庄排水	二二七・三米	二、四一〇千元
下ノ庄排水	四七二・一米	三、八二〇千元
御館排水	三三二・三米	四、〇七〇千元
島田排水	三三一・七米	四、九四四千元
大丸排水	三八五・三米	四、九九〇千元
千代排水	一二九・二米	七四〇千元
計	九、二七三・〇米	二七九、八七八千元

昭和57年度中に発注された用排水施設(水路改良)が3月31日をもって総ての工事が完了し、前田専務理事及び、各関係市町の農林課担当者立会のもとに、完了検査が終了しました。
なお、当該年度の総事業費は、県営かんがい排水事業以下、二億七千九百万円となり、その主なものは別表の通りです。



県営下郷地区(五間堂地内)完成



団体営根上用水(中庄地内)完成

昭和五十八年度事業について

県営下郷地区

県営かんがい排水事業、下郷地区は、昭和49年度より総事業費九億零千四百七十八万円着手し、継続事業として本年で10年目を迎え、昭和59年度完了を目ざしている。
本年度割当額は八千万円で、その事業量は、八八五mでコンクリート三方張水路に改修するものである。

県営得橋地区

得橋地区は、本年度より総事業費四億四千三百万円着手し、辰口町役場裏より下開発地内を通る幹線得橋水路の改修工事である。
これに対する本年度割当額は三千五百万円であり、事業量は一五〇mでコンクリートブロック張水路に改修するものである。

八里地区頭首工 河川改修工事

河川工作物応急対策事業として、八里地区の頭首工改修工事があり、本年度で完了の見込である。本年度事業費は、二千七百万円ラバードーム式頭首工一箇所の改修工事、鍋谷川と山川用水の合流地点に堰を設置し、八里用水に取水する施設であるが、3、4年前より従来の自動転倒式ゲートが操作不能となり、災害のおそれやその他、水田に被害を及ぼすおそれがあるため、地元住民の強い要望や、県土木部より改善命令が出されてきたもので、昭和57年度より総事業費四千四百四十七万円着手し、本年度完了をもってこれ等の不安が解消されるものと思う。

団体営かんがい排水事業

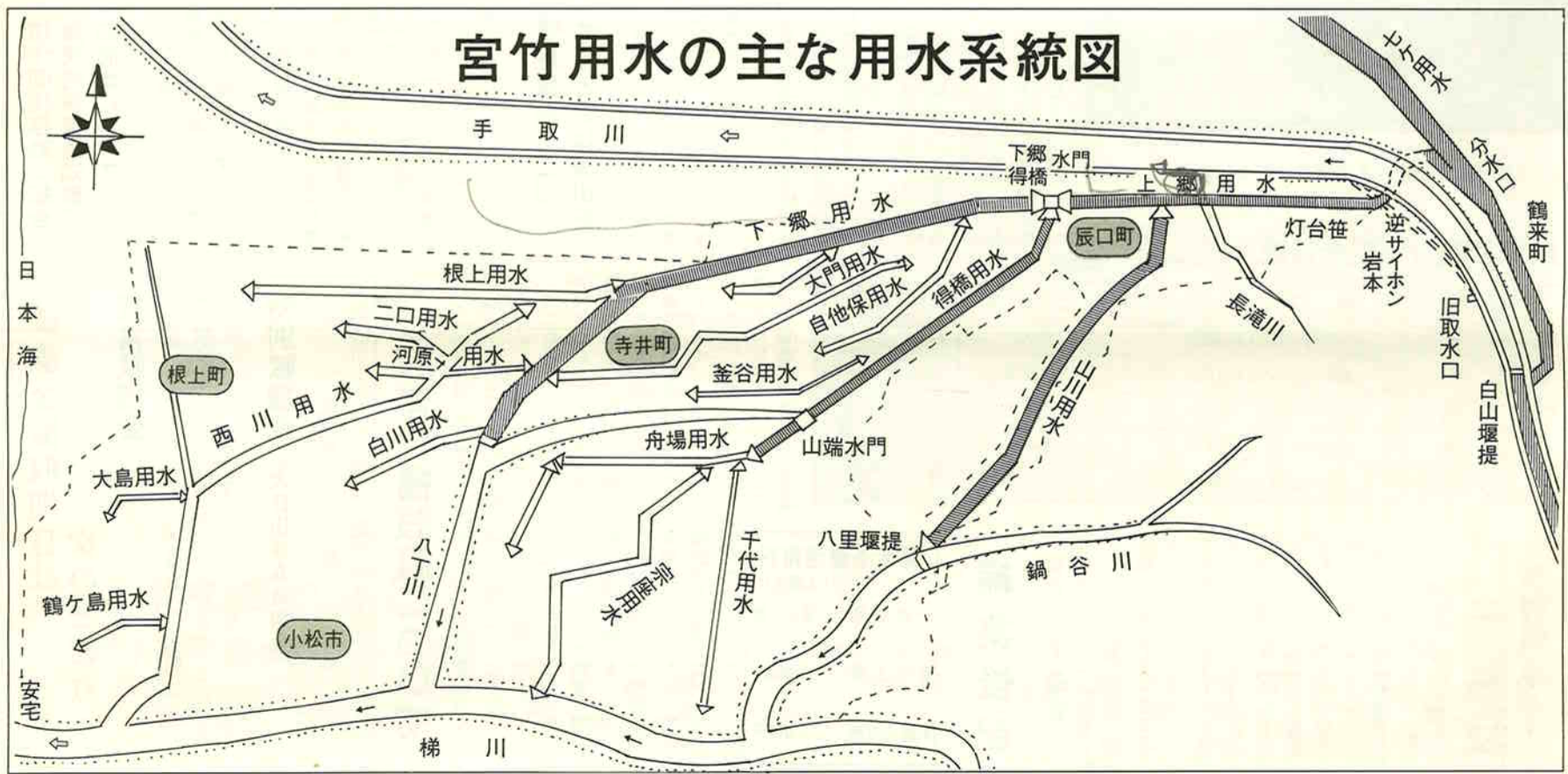
根上、二口地区

団体営かんがい排水事業は、昭和55年度より総事業費一億三千四百二十四万三千円で着手した根上用水と、昭和57年度より総事業費五千四百六十七万七千円で着手した二口用水がある。根上用水の本年度割当額は、四千三百万円で、約一二九五mをコンクリート三方張水路に改修する。又、二口用水は、本年度割当額千二百万円、約三六〇mを鉄筋コンクリート三方水路にそれぞれ改修する予定である。

非補助融資土地改良 事業及び 県単土地改良事業

先の総代会で決議されたとおり、本年度より非補助融資単独事業は、従来の様な各地区より申請されたものを、即融資により事業を推進して来たが、今後の方針として全額融資による事業は、即負債の増大になるため、極力県費補助による県単土地改良事業として採択をお願いし、又、従来のこの種の補助対象基準にあわない事業に於いては、事業費に対して経済効果が高い面が多く、各地区からの申請箇所を厳正な現地踏査のもとで選定を行い、県単事業としての採択基準にマッチしたものを、本年度事業として採択することとし、専務理事をはじめ、各理事の皆様が努力され、昭和57年度県単事業に二千五百八十万円を、本年度は七千九百万円にする様、各方面へ陳情され、その見通しも明るく、各地区からの事業申請において万全の執行体制がとられた。

宮竹用水の主な用水系統図



総代の選出

任期満了による、宮竹用水土地改良区の総代(定数一〇四名)選挙が、昨年12月19日に、執行されました。各地区ともに無競争で、次の皆さんが、当選され今後、土地改良区の議決機関として、当改良区の健全な発展に御尽力を願うことになりました。

二区 十四名

- 辰口町字北北13 北野 一氏
- 辰口町字徳久ナ67 清水 真之
- 辰口町字荒屋ハ17 土井 三良
- 辰口町字高座ホ28 丸山 勇
- 辰口町字清水口61 田中 弥
- 辰口町字下清水イ7 田中 太市
- 辰口町字秋葉ト17 西野 成一
- 辰口町字秋葉ト17 西野 成一
- 辰口町字新保チ24 森 清勝
- 辰口町字新保チ31 宮川 真
- 辰口町字新保チ31 宮川 真
- 辰口町字三道山ハ12 中西 芳弘
- 辰口町字吉光イ50 平加 忠生
- 寺井町字東田ニ28 藤田浩志郎
- 寺井町字東田ニ28 藤田浩志郎

三区 十五名

- 辰口町字岩本47 新宅 信一
- 辰口町字灯台笹57 山田 一郎
- 辰口町字灯台笹83-1 成田進一郎
- 辰口町字宮竹イ17 苗代 浩正
- 辰口町字宮竹イ47 小蔵 知孝
- 辰口町字三ツ口66 岡田 茂雄
- 辰口町字長溝55 中西 栄進
- 辰口町字岩内イ12 南 健治
- 辰口町字岩内イ10 善田 晋作
- 辰口町字火釜14 中西 吉次
- 辰口町字火釜13 喜多 喜好
- 辰口町字山田口13 池田 正弘
- 辰口町字三ツ屋イ18 宮下 明
- 辰口町字倉重イ52 南 昭義
- 辰口町字出口イ56 東 喜昭
- 辰口町字上開発イ103 和 英俊
- 辰口町字上開発イ75 西田 晴夫
- 辰口町字下開発イ12 東 昭男

四区 十四名

- 根上町字庄町丁114 中村 勝雄
- 根上町福岡町ハ107-1 福田 真良
- 根上町福岡町イ4 岡元 真兵
- 根上町西二口町丙76 川田 猛夫
- 根上町浜開発町丁20-1 中川友次
- 根上町下ノ江町申27 森 茂喜
- 根上町下ノ江町申43 森 喜芳
- 根上町高成町口138 西居 四郎
- 根上町大成町ヘ51 橋 久雄
- 根上町中ノ江町イ34 中村 良三
- 根上町中ノ江町イ95 内 隆政
- 小松市大島町ヨ87 森田 九衛
- 小松市大島町カ97 中田 清嗣
- 小松市高堂町ト70 小坂 和夫
- 小松市高堂町ト70-1 西 亨
- 小松市高堂町ハ20 高橋 正俊
- 小松市荒屋町甲48 平田 秀男
- 小松市蛭川町又28 杉山 久志
- 小松市蛭川町又139 西村賢治郎
- 小松市松製町乙50 杉山 市
- 小松市丸丸町甲26 高橋 基一
- 小松市御館町乙75 島中 義昭
- 小松市橋町ト97 小島喜太郎
- 小松市島田町庚180 道場 賢弘
- 小松市島田町庚181 宮田 実
- 小松市小島町イ146 宇田 稔
- 小松市長崎町ホ408 浜崎 文一
- 小松市長崎町ホ501 米田 敏雄
- 小松市野田町丁11 村永 佐平
- 小松市長田町リ105 吉田 利昭
- 小松市長田町リ19 東 健

総代会より

◎第74回臨時総代会

- 57・12・7 出席総代数 87名
- 議決事項
 - 議案第1号 昭和56年度歳入歳出決算の承認について
 - 議案第2号 昭和56年度農地転用決済金特別会計決算の承認について
 - 議案第3号 昭和56年度積立金特別会計決算の承認について
 - 議案第4号 昭和56年度職員退職給付金積立金特別会計決算の承認について
 - 議案第5号 昭和56年度財産目録の承認について
 - 議案第6号 昭和56年度事業報告の承認について

◎第75回臨時総代会
58・1・25
出席総代数 一〇一名

◎第76回通常総代会

- 58・3・31 出席総代数 95名
- 議決事項
 - 議案第1号 昭和57年度歳入歳出決算の承認について
 - 議案第2号 昭和57年度農地転用決済金特別会計決算の承認について
 - 議案第3号 昭和57年度積立金特別会計決算の承認について
 - 議案第4号 昭和57年度職員退職給付金積立金特別会計決算の承認について
 - 議案第5号 昭和57年度財産目録の承認について
 - 議案第6号 昭和57年度事業報告の承認について
 - 議案第7号 昭和58年度職員退職給付金積立金特別会計決算の議決について
 - 議案第8号 経常賦課金の議決について
 - 議案第9号 特別賦課金(大日川ダム負担金)の議決について
 - 議案第10号 役員報酬の議決について
 - 議案第11号 借入金金の議決について
 - 議案第12号 一時借入金金の議決について
 - 議案第13号 歳計現金預入の議決について
 - 議案第14号 大日川ダム土地改良区連合の議員選出について
 - 議案第15号 融資土地改良(かんがい排水)事業施行の変更議決について
 - 議案第16号 団体管かんがい排水事業施行の変更議決について

☆ ☆ ☆

地区代表者会議 行われる

本年も恒例により各地区代表者による打合せ会議が開かれました。

- 当改良区管内72地区の代表者(町内会長、又は生産組合長)の方々に辰口町母子センターに御集まりいただき日頃の御協力を感謝し、又、本年の改良区の運営方針等を報告お願いして散会しました。
- 打合せ内容のおもなものは次のとおり。
- 一、耕作反別の移動について
- 一、賦課金徴収について
- 一、農地転用決済金について
- 一、水路愛護実施とその報告について
- 一、管理施設修繕の申請について
- 一、通水について

お知らせ

農地転用及び 転用決済金について

土地改良法第二十四条に係る土地改良事業に参加した組合員(宮竹用水組合員を指す)の農地には総て権利義務が存在することから、目的が何んでもあろうと農地を農地以外の土地に転用しようとする際、権利義務の決済が必要となります。

従って土地改良区の意見書、受理証明書の交付申請をなさる場合は、農地転用等の申出書を提出して、農地転用等決済規程に基づいて、決済金を納めていただくこととなります。

本年度の決済金は㎡当り二八三元(坪当り九三三円)となります。

なお、転用決済金の算定基礎については、次のとおりです。

- (一)土地改良区の借入金に係る償還金負担相当額
- (二)当該事業計画に基づく事業費に対する負担相当額

※排水放流負担金について

農地を転用される際、農地転用等の申出書の提出と同時に排水放流許可申請書の提出も必要です。これは当土地改良区内に有する施設に対し最終的に流入する排水量増加分の処理に当該水路の保全又は、補強に伴う費用に充てるためのものです。排水放流負担金は次のとおり

- (一)一般住宅は一㎡当り二〇〇円
- (二)会社、工場等及び一〇〇〇㎡以上は一㎡当り二四〇円となります。

壮年団ボランティア活動で 用水路清掃を!

本年も、小松市荒屋町壮年団による、宮竹用水幹線水路下郷用水美化奉仕作業が行なわれた。

荒屋町壮年団は、町内周辺の環境美化運動の一環として、毎年下郷用水路の草刈り清掃奉仕を行なってきたが、本年も六月十二日の日曜日に、団員二〇数名の方々が奉仕作業に汗を流した。



下郷用水荒屋地内を清掃奉仕する壮年団員

耕作面積移動(組合員資格喪失通知書)の届出について

組合員各位において、次の移動があった場合は、早急に届出をお願いします。

- 一、耕作田の移動
 - (農地法第三条の権利移動、又は第二十五条の貸借の解約)
 - 二、組合員の名義変更
 - (死亡、農業経営の移譲)
- 所定の用紙は当改良区にあります。

管理施設を使用するときの届出を

農耕、あるいは宅地の出入りのため、当土地改良区で管理している施設(幹線及び支線水路)に橋を設置したり、他の目的で使用するとき、当土地改良区の定める様式により申請し、許可を受けなければ、施設を使用することが出来ません。

施設の使用が営業を目的としている場合は、年間使用料として、三・三㎡当り、一五〇〇円を納めていただきます。詳しくは当土地改良区事務所へお尋ね下さい。

賦課金徴収期日は 次のとおり

区分	反当り	賦課期日	徴収期日
第一期分	一、一〇〇円	四月一日現在	五月三十日
第二期分	二、〇〇〇円	四月一日現在	十一月三十日
特別賦課金(大日川ダム負担金)			
反当り	賦課期日	徴収期日	
七九〇円	四月一日現在	昭和五十九年二月二十五日	

し尿浄化槽設置について

し尿浄化槽を設置すると、理技術者と管理委託をして、必ず実施してください。

モーター等による、ばつ気普及はめざましく、当土地改良区内では、既存の宅地は、もちろん農地転用の際にも、別途に承認を求めることになっています。

これは、農業用排水路を他目的に使用することになるので、所定の手続により承認を得た上で設置していただくものです。使用承認の際、水路使用料を別表のとおり一時金で納入してください。

定期点検は、し尿浄化槽管

算定基礎使用料 (1人槽当り)	
一般住宅	免除
会社工場	5,000円
病院その他	6,000円

編集後記

秋の取入れも無事終了、も来年に向けた作業も始まっています。いそがしい時期も一段落したこと存じます。

「土地改良区だより」を発売するにあたり、今は忘れかけた用水路施設のうちかわりや現在の状況、役割等を編集、記載しました。もっと早く発刊し皆様方とのつながりを持ちたいと思いつつ遅れましたことお詫び致します。なにもなんにも初めての試みであり、わかりにくい点もあろうかと存じますが、少しでも理解していただければ幸いです。

賦課面積及び組合員数

S58.5.31現在

市町名	賦課地積	組合員数
辰口町	548町4反3畝14歩	903名
寺井町	495町1反4畝19歩	932名
根上町	227町9反1畝23歩	458名
小松市	852町5反2畝04歩	1,464名
計	2,124町0反2畝00歩	3,757名